

委員会提出議案第 2 号

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例について

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 9 日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 藤 井 武 彦

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例

西条市議会委員会条例（平成１６年西条市条例第２０８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	10人	1～3（略）	総務委員会	7人	1～3（略）
		4 市民生活部の所管に属する事項			4（略）
		5（略）			5（略）
		6 消防の所管に属する事項			6（略）
		7（略）			7（略）
		8（略）			8（略）
		9（略）			9（略）
		10（略）			
		11（略）			
福祉文教委員会	9人	1、2（略）	福祉文教委員会	7人	1、2（略）
		3 環境部の所管に属する事項			3（略）
		4（略）			
			環境消防委員会	7人	1 市民生活部の所管に属する事項
					2 環境部の所管に属する事項
					3 消防の所管に属する事項
産業建設委員会	9人	1～4（略）	産業建設委員会	7人	1～4（略）
（略）			（略）		

附 則

この条例は、次の一般選挙の日以後最初に招集される市議会の招集の日から施行する。

提案理由
口頭説明